

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ パーティー券の購入費用

Q : 当社は、先日、政党主催パーティーのパーティー券を購入しました。

ところで、このパーティー券購入費用の取扱いはどうなりますか。

A : 原則的には寄付金として取り扱われます。

【解説】

政党主催のパーティーは、その参加費がパーティーの実情からみてかなり高額なものが多く、パーティーを開催して主催者及び参加者の相互の親睦を深める目的のほかに、政党の資金作りという目的があると考えられます。

したがって、パーティー券の購入費用は、政治献金と何ら変わるところがなく、原則的には、その全額が寄付金として取り扱われることとなります。

しかし、細かくみると、パーティー費用の中には、実際の会食等の費用部分も含まれており、また、会社と政党等とのお付き合いの性格も有しているため、そのパーティーのいわゆる実費部分は交際費、残りの部分は寄付金とすることも認められています。

なお、購入したパーティー券を得意先に配ったというような場合は、得意先に対する贈答となりますので、寄付金にはならず交際費として取り扱われます。



KIMIYO-I